

## ◆工事における注意点

工事検査課  
令和5年6月13日

- 1 **完成工期までに工事書類を提出**することを前提に、施工計画をたて工程管理してください。

完成書類は、修正等全て完了したものを、完成工期までに提出するよう心がけてください。

- 2 建設工事現場内に従事する方は、**会社名、氏名、技術者区分が周りの人から見えるように表示**してください。これまでのように名札、腕章を使用する方法や、ヘルメットにこの3項目を記載しても差し支えありません。
- 3 仕様書や様式等は、**市のホームページ**(事業者の皆さんへー建設工事関係)に掲載していますので、活用してください。
- 4 富士宮市発注工事に係る**現場代理人の常駐義務緩和の対象工事要件の確認、手続きの徹底**をお願いします。(請負金額、兼務できる工事の工種、地理的要件)  
(担当課との協議により、常駐義務緩和を認めない場合もあります。)

申請書は、受注者から全ての対象工事担当課の監督員に対し提出するものであり、提出のないものは緩和措置を認めたことにならないので注意してください。

- 5 下請契約を締結する場合、すべての元請業者が**施工体制台帳を作成**し、その写しを発注者に提出する必要があります。(必要な添付書類も提出) また、**施工体系図**を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に**掲示**する必要があります。

下請業者が無いときは、施工体制台帳及び施工体系図の作成、提出の必要はありません

- 6 **施工計画書**には一般的事項だけでなく、その工事の特殊性に対する対策、その現場に合わせた内容等も記載してください。(段階確認実施予定、現場の地理的制約、近隣住民への振動・騒音・ほこり等に関する配慮、児童・生徒の安全確保、材料・工法の特殊性等)
- 7 工事記録簿や打合せ記録簿には、立会者の所属・氏名、立会日・打合せの内容と結果を記入してください。
- 8 工事写真には、仮設工事に関するものも必要です。(仮囲い、仮設水道、仮設電源、足場、材料の養生、工事看板、安全対策等)
- 9 **残土処分費**は、工事現場からの運搬費と処分費を考慮し計上しています。**事前に**監督員と協議し処分先の決定や、**事務処理を適正**に行うようにお願いします。(残土処分計画書運搬経路図、許可書の写し、処理量・費用がわかる書類、受入れ状況写真)

(裏面あり)

- 10 週休2日推進工事について、指定された工事においては、対象期間や休工日の考え方、実施方法を確認し対応してください。週休2日が確保できなかった場合は、現場閉所率に応じた変更契約を行います。
- 11 現場における足場等の墜落防止措置等の充実と安全点検等の充実を図ってください。  
(仮設通路や作業構台についても同様)